

自治体議員団全 国 会 議

2021. 9. 24 No.11

発行人 檀上正光編集人 山田 厚 (全国連合窓□ 松本貴裕)

「自宅療養をやめ臨時病院で増床確保を」 さらに自治体議員賛同者を!

8月31日に提出した名簿と、それ以降に寄せられた名簿を掲載します。その確認をお願いしま す。そして呼びかけられる自治体議員をぜひお願いします。

自公政権は、5月の病床削減法にみられるように、病院の統廃合と病床削減をあくまで今後も続けるつもりです。この悪政に抗し国民のいのちを守るためにするためにも、しっかり取り組んでいく必要があります。社民党内はもとより、すべての心ある自治体議員に呼び掛けて下さい。

1. 早急に『要望書』に賛同する自治体議員を募っていただき、「自治体議員氏名」と「所属議会名」をお送りください。

宛先は、議員団幹事長の山田厚まで、FAXかメールでお願いいたします。

FAX 055-254-4403 \times — \mathbb{N} yamada@peace.email.ne.jp

- 1. 名簿締め切りは**9月29日(月)午前11時まで(時間厳守)**とさせていただきます。 個人でも結構ですが、なるべくまとめての提出をお願い致します。
- 1. 厚生労働省への提出日は福島みずほ事務所にお願いしました。
 - 10月1日(金)午後3時~4時30分 参議院会館101会議室

50人は入れる会議室ですので、首都圏の自治体議員はもとより、多くの当日参加を呼び掛けてください。

1. 厚生労働省への提出日は福島みずほ事務所にお願いしました。

10月1日(金)午後3時~4時30分 参議院会館101会議室

50人は入れる会議室ですので、首都圏の自治体議員はもとより、多くの当日参加を呼び掛けてください。

事務連絡

都道府県 各 保健所設置市 特別区

衛生主管部(局)御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

入院外患者に一時的に酸素投与等の対応を行う施設(入院待機施設)の 整備について

新型コロナウイルスの感染の急拡大により患者が増加している中、入院が必要な方が入院できるよう、まずは病床を最大限に確保いただくことが重要ですが、入院待機者や症状悪化した自宅・宿泊療養者等を一時的に受け入れ、酸素投与等の必要な処置を行う施設(以下「入院待機施設」という。)を整備することも重要です。

今般、入院待機施設の設置・運営に係る留意点及び、既に各自治体において「入院待機ステーション」、「酸素ステーション」等の名で行われている取組事例について、下記のとおり整理しましたので、地域の感染状況等を踏まえ、このような取組についても積極的かつ速やかな検討を行っていただくようお願いします。

特に、感染が拡大している地域においては、設置に向けた具体的な調整を始めていただくとともに、それ以外の地域においても、入院待機施設の整備には一定の期間を要すること、感染拡大のスピードが速まっていることを踏まえ、あらかじめ感染拡大に備えた検討を進めていただくようお願いします。

なお、今後も厚生労働省において、他の地域で参考となるような取組事例について取りまとめ、情報共有を図ってまいりますので、ご協力のほどお願いします。

目次

【1】基本的考え方	1
(1) 入院待機施設の設置目的	1
(2)入院待機施設の設置態様	1
【2】入院待機施設の設置・運営に係る留意事項	1
1. 宿泊療養施設として入院待機施設を設置する場合	1
(1) 施設、設備について	1
(2) 人員体制について	2
(3) 財政支援について	3
2. 臨時の医療施設として入院待機施設を設置する場合	4
(1) 施設、設備について	4
(2) 人員体制について	5
(3) 財政支援について	6
3. 医療法第7条第1項又は同法第8条の規定に基づく開設手続をした医療機関	関に入院待
機施設を設置(併設)する場合	8
(1) 施設、設備について	8
(2) 人員体制について	8
(3) 財政支援について	9
【3】その他の留意点	10
(1)酸素投与を行うための準備について	10
(2) 人員体制の確保について	10
(3) 移送・搬送体制の整備について	11
(4) 中和抗体薬の投与について	11
【4】入院待機施設を設置する場合の厚生労働省への報告について	12
【5】各自治体における入院待機施設の設置・運営の取組事例	12
○北海道札幌市の例	12
○東京都の例	13
○神奈川県の例	13
	1.4

【1】基本的考え方

- (1) 入院待機施設の設置目的
- 入院待機施設の設置目的には、
 - ・ 入院待機者(入院治療が必要であるが、入院先となる医療機関を調整中の者)に対し、入院先が決まるまでの間、一時的に受け入れて酸素投与等の必要な処置を行い、入院につなげること(一部の自治体では「入院待機ステーション」と呼称(※))
 - ・ 自宅・宿泊療養者が症状悪化により酸素投与等が必要となった場合に、一時的に受け入れて酸素投与等の必要な処置を行い、適切な療養につなげること(一部の自治体では「酸素ステーション」と呼称(※)) 等が存在する。
 - ※ 施設の呼称については、設置の趣旨・目的や地域によって様々であり、それぞれの自治体において決定されている。

(2) 入院待機施設の設置態様

- 入院待機施設は、地域の実情に応じ、
 - ① 医療機関の駐車場等の屋外のスペースを利用する (仮設プレハブ等)
 - ② 医療機関内の会議室等のスペースを利用する
 - ③ 宿泊施設を利用する
 - ④ 体育館等の非宿泊施設を利用する
 - ⑤ 医療機関の休床を利用する
 - 等の設置態様が考えられる。
- これらは、制度上は、宿泊療養施設、臨時の医療施設、医療法(昭和23年 法律第205号)上の医療機関のいずれかに分類され、【2】において示すとおり、それぞれ設置・運営に当たって留意すべき点が存在する。

【2】入院待機施設の設置・運営に係る留意事項

- 1. 宿泊療養施設として入院待機施設を設置する場合
- (1) 施設、設備について
- 宿泊療養施設の基準は、感染症法施行規則(※)第23条の7において規定されており、内容は次のとおりである(「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養のための宿泊施設確保・運営業務マニュアル(第5版)」(令和2年4月23日付け事務連絡(令和3年2月12日改訂)。以下「宿泊療養マニュアル」という。)より抜粋)。

- ① 宿泊療養者が療養を行う居室について、一の居室の定員は、原則として一人とすること。
- ② 宿泊療養者の滞在する区域を職員その他の者が作業を行う区域から明確 に区別することその他の感染症のまん延を防止するために必要な措置が 講じられていること。
- ③ 宿泊療養者が療養を行うために必要な設備及び備品を備えていること。
- ④ 宿泊療養者の療養に関する業務を統括する者、宿泊療養者に対して適切な 健康管理及び療養に関する指導を行うために必要な医師、保健師又は看護 師その他の医療関係者並びに宿泊療養者の療養を支援するために必要な 人員が確保されていること。
- ⑤ ④のほか、宿泊療養者の健康状態を定期的に把握し、適切な健康管理及び 療養上の指導を行うことが可能な体制が確保されていること。
- ⑥ 宿泊療養者の病状の急変が生じた場合に適切な措置を講じることができるよう、あらかじめ、医療機関との連携方法その他の急変時等における必要な措置を定めていること。
- ※ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成 10年厚生省令第99号)
- (参考)「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養のための宿泊施設確保・運営業務マニュアル(第5版)」(令和2年4月23日付け事務連絡(令和3年2月12日改訂))

https://www.mhlw.go.jp/content/000740154.pdf

- なお、①について、「一の居室の定員は、原則として一人」とされ、宿泊療養マニュアルにおいて、「居室は個室とする」こととされているが、入院待機施設については、一時的な受入れ場所という性質上、完全な個室状態でなくても、カーテン、衝立等により一定の個人スペースとして仕切られていれば差し支えない。
- その他、宿泊療養施設の確保・運営に当たっての留意点については、宿泊療養マニュアルを参照されたい。

(2) 人員体制について

○ 宿泊療養施設の運営に当たって必要な人員体制については、感染症法施行規則第 23 条の7において、「宿泊療養者の療養に関する業務を統括する者、 宿泊療養者に対して適切な健康管理及び療養に関する指導を行うために必要 な医師、保健師又は看護師その他の医療関係者並びに宿泊療養者の療養を支援するために必要な人員が確保されていること」、「そのほか、宿泊療養者の健康状態を定期的に把握し、適切な健康管理及び療養上の指導を行うことが可能な体制が確保されていること」と規定されているほか、宿泊療養マニュアルに詳細が記載されている。

- ただし、入院待機施設については、一定の医療行為を行うこととなるため、 宿泊療養マニュアルで示したものよりも医師・看護師を中心により充実した 配置が必要となるものと考えられるところ、受け入れる患者の病態像に応じ て適切に判断する必要がある。
- この他、必要となる人員体制については、患者の病態や施設の規模等によって変わり得るが、後述の「【5】各自治体における入院待機施設の設置・運営の取組事例」において、各自治体の取組事例を紹介しているため、参考とされたい。

(3) 財政支援について

- 宿泊療養施設として入院待機施設を設置・運営するに当たっては、次の財政 支援の対象となり得るため、参考とされたい。
- ①新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金
- ○事業名:
 - i 新型コロナウイルス感染症対策事業
 - ii DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業
- 〇主な対象経費:
 - ・施設の借上げ費(上限1室(1床) 13,100円/日)
 - ・宿泊療養のために利用する自治体の研修施設等公共施設の修繕費
 - 宿泊療養を行う入院待機者の食費、飲料費、配送費
 - ・宿泊療養を行う入院待機者の健康管理を行う医師、看護師等の謝金、 交通費
 - ・宿泊療養を行う入院待機者の健康管理に必要な備品、消耗品(体温計、 パルスオキシメーター、消毒薬、個人防護具、衛生用品等)
 - ・宿泊療養を行う入院待機者の情報通信によるフォローアップに必要な 経費(健康管理アプリ、診療に用いる情報通信機器等)
 - ・宿泊療養に必要な備品、消耗品(リネン等)
 - ・宿泊療養に必要な光熱水費、通信運搬費

- 入院待機者の移送費
- 宿泊療養に係る清掃・消毒費、感染性廃棄物の処理費
- ・宿泊療養における事務局の運営に必要な備品、消耗品(机、椅子、パソコン、プリンター、印刷用紙、ビニール袋等)
- ・宿泊療養における事務局の運営に必要な謝金、交通費
- ※ 簡易的な酸素配管の整備工事については、建物の恒久的な資産価値 を増加させないような簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的なものは、 備品購入費や使用料及び賃借料に含まれるものとして、補助対象にな り得ること
- ii 医療従事者を派遣する派遣元医療機関等の派遣経費

○留意点:

- ・ 必要な備品や機器等は、基本的にはリースにより整備すること
- ・ 補助の上限額については、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業 (医療分)の実施に当たっての取扱いについて」(令和3年8月19日付け事務連絡。以下「令和3年8月19日付け事務連絡」という。)を参照のこと
- ・ 入院待機者の移送費は、新型コロナウイルス感染症患者の入所時・転院時 の費用が対象となること
- (参考)「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業 (医療分)の 実施に当たっての取扱いについて」(令和3年8月19日付け事務連絡) https://www.mhlw.go.jp/content/000821021.pdf
- 2. 臨時の医療施設として入院待機施設を設置する場合
- 各都道府県においては、新型コロナウイルス感染症の医療・療養体制について、地域の実情に応じて整備を進めていただいているところであるが、この中で、プレハブ等の設置やホテル等の宿泊施設の活用等により、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)第31条の2に規定する臨時の医療施設を整備している場合がある。入院待機施設の設置に当たっても、臨時の医療施設として設置することが考えられる。

(1) 施設、設備について

○ 臨時の医療施設において医療を提供する際の留意事項については、「新型インフルエンザ等対策措置法の改正を踏まえた臨時の医療施設における医療の提供等に当たっての留意事項について」(令和3年2月 15 日付け事務連絡。以下「令和3年2月 15 日付け事務連絡」という。)においてお示ししていると

おり、設置に当たっては、医療法第4章(第7条から第30条の2まで)の規定は適用されない。

(参考)「新型インフルエンザ等対策措置法の改正を踏まえた臨時の医療施設に おける医療の提供等に当たっての留意事項について」(令和3年2月15日 付け事務連絡)

https://www.mhlw.go.jp/content/000739057.pdf

○ ただし、臨時の医療施設において、適切かつ安全に医療が提供される必要があることを踏まえ、管理責任体制を明確にするとともに、診察時の感染予防策を徹底すること等により施設内の感染拡大防止を図る必要がある。これに関する主な留意点は、令和3年2月15日付け事務連絡において次のとおり記載されているため、参考とされたい。

(令和3年2月15日付け事務連絡より抜粋)

【都道府県知事による管理、監督】

・ 臨時の医療施設の運営に当たり、ホテル等の施設保有者等に対する業務委託 を行う場合には、都道府県知事による適切・安全な施設管理に資するよう、必 要と認める管理・監督体制(都道府県の職員による指示に従わせること、報告 を求めた場合に速やかに対応させること等)を確保すること。

【施設基準、構造設備】

- ・ 臨時の医療施設で提供することを予定している医療の内容に即し、最低限必要な設備機能(施設内の客室等について処置室や診察室等として活用できるようにすること等)を有すること。
- ・ 臨時の医療施設で受け入れる患者の容態急変時に備え、
 - ① 施設内で患者が医師等に連絡することができる体制(電話等の設置)
 - ② 都道府県調整本部等との連携体制を確保すること。

【その他】

・ 適切な院内感染防止策をとること。

(2) 人員体制について

○ 保険医療機関としての指定を受けずに、例えばホテル等で必要な人員・管理 体制を整えた上で、臨時の医療施設として活用することも可能である。 ○ この場合、利用者には、無症状病原体保有者又は軽症者であるものの、高齢 又は基礎疾患等のリスクや症状等から、一定程度の医学的管理を行うことが 適切であると認められる者(基礎疾患等のリスクや症状を踏まえ、慎重な生命 兆候の確認や投薬、一時的な点滴加療等が必要な患者等)がいることも踏まえ、 臨時の医療施設として一定の人員・管理体制等が必要であり、具体的な考え方 は令和3年2月15日付け事務連絡に次のとおり記載されているため、参考と されたい。

(令和3年2月15日付け事務連絡より抜粋)

【医療安全の確保】

・ 医療の安全を確保することの重要性に鑑み、安全管理に関する責任者の医師 を置き、安全を確保するため必要と認められる措置を講ずること。特に管理者 を置いた際は、施設内で医療事故が発生した場合において、法第6条の10又 は第6条の11に基づく報告及び調査を行うこと。

【人員、管理体制】

- ・ 日中1人以上の医師を配置すること(夜間は電話等による連絡体制がとれていれば可)。
- ・ 常時1人以上の看護師を配置すること。
- ・ 患者に対し、一定程度の医学的管理等を適切に提供できる医療体制を整備すること(電話等情報通信機器による管理を含む。)。
- ・ 臨時の医療施設内で提供される医療が安全・適切に行われるよう、従事者等 への必要な管理監督を行う管理者(医師)を明確に定めておくこと。(医療安 全の責任者と同一でよい。)
- ・ 適切な従業員管理体制に最低限必要な措置(従事者の勤務記録の保管等)を 講じること。
- ・ 診療録(カルテ)について適切に保管するとともに、患者の退所後においては、当該患者が診療を受けることとなる医療機関への引継を適切に行うこと。
- この他、必要となる人員体制は、患者の病態や施設の規模等によって変わり得るが、後述の「【5】各自治体における入院待機施設の設置・運営の取組事例」において、各自治体の取組事例を紹介しているため、参考とされたい。

(3) 財政支援について

○ 臨時の医療施設として入院待機施設を設置・運営するに当たっては、次の財 政支援の対象となり得るため、参考とされたい。

- ①新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金
- ○事業名:
 - i 新型コロナウイルス感染症対策事業(※)
 - ii 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業(※)
 - ※ 都道府県において、当該臨時の医療施設を新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関として適切に位置付け、病床・宿泊療養施設確保計画に盛り込む場合(病床・宿泊療養施設確保計画への反映は事後的に行うこともあり得る)
 - iii DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業
- 〇主な対象経費:
 - i 病床確保料、病床確保に必要な消毒費用、患者対応に伴い深夜勤務となる 等の医療従事者の宿泊施設確保料(上限1室13,100円/日)
 - ii ・新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品(消耗品)及び 備品購入費
 - ・個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)
 - 簡易陰圧装置
 - ・ 簡易ベッド
 - ・簡易病室及び付帯する備品 等
 - ※ 簡易的な酸素配管の整備工事については、建物の恒久的な資産価値 を増加させないような簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的なものは、 備品購入費や使用料及び賃借料に含まれるものとして、補助対象にな り得ること
 - iii 医療従事者を派遣する派遣元医療機関等の派遣経費
- ○留意点:
 - ・ 令和3年2月15日付け事務連絡を参照のこと
 - ・ 必要な備品や機器等は、基本的にはリースにより整備すること
 - ・ 補助の上限額については、令和3年8月19日付け事務連絡を参照のこと
- ②新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金
- 〇対象経費:
 - ・ 新型コロナウイルス感染症患者等の対応を行う医療従事者の人件費
 - ・ 院内等での感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する経費
- ○留意点:都道府県から同補助金の申請期限までに新型コロナウイルス感染症 患者等の即応病床を割り当てられるなどの要件を満たす必要があること

- 3. 医療法第7条第1項又は同法第8条の規定に基づく開設手続をした医療機関に入院待機施設を設置(併設)する場合
- (1) 施設、設備について
- 通常、医療機関を開設する場合には、医療法第7条第1項又は同法第8条の 規定により、病院又は診療所として、開設地の都道府県知事(診療所にあって は、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合において は、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長)に開設の許可申請又は 届出をする必要がある。
- ただし、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第10条ただし書の 規定に基づき、臨時応急のため入院させるときは、病室以外の場所で入院させ ることも可能としているため、既存の医療機関の敷地内にプレハブやテント 等を設置し、入院待機施設として、一時的に医療を提供することも可能である。

(2) 人員体制について

- 必要となる人員体制については、患者の病態や施設の規模等によって変わり得るが、後述の「【5】各自治体における入院待機施設の設置・運営の取組事例」において、各自治体の取組事例を紹介しているため、参考とされたい。
- また、「新型コロナウイルス感染症に係る医療法上の臨時的な取扱いについて」(令和3年2月2日付け事務連絡)において記載しているとおり、入院待機施設に患者を受け入れること等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合については、医療法施行規則第19条、第21条の2、第22条の2、第22条の6に定める医師等の人員配置基準については柔軟に取り扱って差し支えない。
 - (参考)「新型コロナウイルス感染症に係る医療法上の臨時的な取扱いについて」 (令和3年2月2日付け事務連絡)

https://www.mhlw.go.jp/content/000732330.pdf

○ なお、医療を提供する際の人員体制については、医療法の他、医師法(昭和 23 年法律第 201 号)や救急救命士法(平成 3 年法律第 36 号)等の医療関係職種の各資格法に規定される職種ごとの法定職務内容にも留意されたい。

- (3) 財政支援について
- 医療機関に入院待機施設を設置(併設)・運営するに当たっては、次の財政 支援の対象となり得るため、参考とされたい。
- ①当該施設を宿泊療養施設として位置付ける場合は、1.(3)の財政支援の対象となり得る。
- ②新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金
- ○事業名:
 - i 新型コロナウイルス感染症対策事業(※)
 - ii 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業(※)
 - ※ 都道府県において、当該施設を新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関として適切に位置付け、病床・宿泊療養施設確保計画に盛り込む場合(病床・宿泊療養施設確保計画への反映は事後的に行うこともあり得る)
 - iii DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業
- 〇主な対象経費:
 - i 病床確保料、病床確保に必要な消毒費用、患者対応に伴い深夜勤務となる 等の医療従事者の宿泊施設確保料(上限1室13,100円/日)
 - ii ・新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品(消耗品)及び 備品購入費
 - ・個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)
 - · 簡易陰圧装置
 - ・ 簡易ベッド
 - ・簡易病室及び付帯する備品 等
 - ※ 簡易的な酸素配管の整備工事については、建物の恒久的な資産価値 を増加させないような簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的なものは、 備品購入費や使用料及び賃借料に含まれるものとして、補助対象にな り得ること
 - iii 医療従事者を派遣する派遣元医療機関等の派遣経費

○留意点:

- 必要な備品や機器等は、基本的にはリースにより整備すること
- ・ 補助の上限額については、令和3年8月19日付け事務連絡を参照のこと
- ③新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金
- ○対象経費:

- 新型コロナウイルス感染症患者等の対応を行う医療従事者の人件費
- ・ 院内等での感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する経費
- ○留意点:都道府県から同補助金の申請期限までに新型コロナウイルス感染症 患者等の即応病床を割り当てられるなどの要件を満たす必要があること

【3】その他の留意点

- (1) 酸素投与を行うための準備について
- 入院待機施設において患者に酸素投与を行うに当たっては、次の方法が考 えられる。
 - ・ 医療機関内の既存の酸素配管を活用して酸素を供給する方法
 - ・ 新たに簡易的な酸素配管を整備し、液化酸素容器等から酸素を供給する 方法
 - ・ 酸素濃縮装置を利用して酸素を供給する方法
- 患者に酸素投与を行う環境を整備するに当たって留意すべき点は次のとおりであるため、参考とされたい。
 - ・ 必要な機器及び備品の確保に当たっては、メーカーに随時在庫確認を行う ほか、メーカーと個別に供給契約を締結し、感染状況に応じて、常時提供可 能な体制を確保しておくことなどが有効であること。
 - ・ 酸素濃縮装置については供給に限りがあり、既存の酸素配管を活用する方 法や、新たに簡易的な酸素配管を整備する方法は、同時に多数の患者に対し て安定的に酸素投与を行うことが可能な方法であることから、積極的に検討 を行うこと。
 - ・ 新たに簡易的な酸素配管を整備する場合は、別紙のように、施工期間の短い簡便な方法が存在すること。
 - ・ 酸素配管を用いて液化酸素容器等から酸素を供給する場合には、事業者等 が液化酸素容器等の交換を行う場所がレッドゾーン外となるよう、ゾーニン グに留意すること。

(2) 人員体制の確保について

- 入院待機施設の設置・運用に当たっては、人員体制の確保が課題となる。実際に入院待機施設を設置している自治体の例を踏まえ、次のとおり留意点を お示しするため、参考とされたい。
 - ・ 医師の確保に当たっては、都道府県内の医療機関や医師会等の医療関係団体に人材派遣を依頼するほか、地域の医療機関で輪番制を構築することも考えられること。

- ・ 看護職員の確保に当たっては、都道府県内の医療機関や医療関係団体に人 材派遣を依頼するほか、都道府県ナースセンター等を活用することも考えら れること。
- ・ この他、清掃・消毒業務の委託等の取組を通じて、医療従事者の負担を軽減することが有効であること。

(3) 移送・搬送体制の整備について

- 自宅・宿泊療養者が症状悪化した場合の入院待機施設への移送・搬送や、入院待機施設から入院先医療機関等の他の療養場所への移送・搬送が円滑に行われるよう、医療機関や都道府県調整本部、保健所、消防機関等の関係機関間であらかじめ調整のうえ、移送・搬送体制を確保しておくこと。
- その際、個々の入院待機施設において受入可能な患者の病態像について、医療機関や都道府県調整本部、保健所、消防機関等の関係機関間であらかじめ十分に共有し、入院待機施設の対応能力を超えた患者が移送・搬送されることのないよう、留意すること。

(4) 中和抗体薬の投与について

○ 「新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬「カシリビマブ及びイムデビマブ」の医療機関への配分について(質疑応答集の修正・追加)」(令和3年7月20日付け事務連絡(令和3年8月25日一部改正))に示すとおり、【2】1(宿泊療養施設として入院待機施設を設置する場合)、2(臨時の医療施設として入院待機施設を設置する場合)及び3(医療機関に入院待機施設を設置(併設)する場合)のいずれにおいても、新型コロナウイルス感染症の患者を対象とした中和抗体薬「カシリビマブ及びイムデビマブ」(販売名:ロナプリーブ™点滴静注セット300、ロナプリーブ™点滴静注セット1332)について、投与が可能であること。(同事務連絡Q12参照。)

なお、同剤の添付文書においては、「SARS-CoV-2 による感染症の重症化リスク因子を有し、酸素投与を要しない患者を対象に投与を行うこと」などとされている(同事務連絡参照)ため、留意されたい。

(参考)「新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬「カシリビマブ及びイムデビマブ」の医療機関への配分について」(令和3年7月20日付け事務連絡(令和3年8月25日一部改正)

https://www.mhlw.go.jp/content/000823678.pdf

- 【4】入院待機施設を設置する場合の厚生労働省への報告について
- 入院待機施設を新たに設置する予定である場合には、設置前に、厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部医療班までご報告いただき、迅速な 情報共有を行うとともに、開設後は、定期的に運営状況を報告されたい。

【報告先】

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部医療班メールアドレス: corona-houkoku@mhlw.go.jp

- 【5】各自治体における入院待機施設の設置・運営の取組事例
- ○北海道札幌市の例

<第一入院待機ステーション>

ア 設置運営主体

札幌市

イ 設置類型

医療法に基づく無床診療所として設置

ウ 定員

22名

工 設備

ベッド、点滴、酸素濃縮装置

オ 人員体制 (24 時間稼働)

医師 : 日勤1名、夜勤1名

看護師:日勤6~8名、夜勤4~6名

事務(市職員):日勤4名、準夜勤3名により交替

カ 想定する治療方法

酸素投与、投薬、血中酸素飽和度や心電図の常時モニタリング

<第二入院待機ステーション>

ア 設置運営主体

札幌市

イ 設置類型

医療法に基づく無床診療所として設置

ウ 定員

20名(必要に応じて増加の可能性あり)

工 設備

ベッド、点滴、酸素配管、CT、X線、血液検査

才 人員体制 (24 時間稼働)

医師 :日勤1名、夜勤1名

看護師:日勤10名程度、夜勤10名程度

放射線技師:1名 検査技師:1名

事務(市職員):20名程度

カ 想定する治療方法

酸素投与、投薬、血中酸素飽和度や心電図の常時モニタリング及び陽性者の 外来診療(CT、血液検査)

○東京都の例

<TOKYO 入院待機ステーション>

ア 設置運営主体

東京都

イ 設置類型

宿泊療養施設として運営(医療機関会議室内)

ウ 定員

20 名

- 工 人員体制(24時間稼働)
 - ・入所者全員を医師が診察(病院医師に往診依頼)
 - ・看護師等の24時間配置
- オ 想定する治療方法
 - 酸素投与及び投薬
 - ・血中酸素飽和度、心電図等を常時モニタリング

○神奈川県の例

<HOT センター(かながわ救急酸素投与センター)>

※HOT: Home Oxygen Therapy (在宅酸素療法)

ア 設置運営主体

神奈川県

イ 設置類型

宿泊療養施設として運営(ホテル内大部屋)

ウ 定員

24 名

工 設備

簡易ベッド、酸素濃縮装置、パルスオキシメーターなど

才 人員体制

医師、看護師、救急救命士、事務職

- カ 想定する治療方法
 - ・酸素投与及び血中飽和度の常時モニタリング
 - ・往診による対処療法

○岡山県の例

<新型コロナウイルス感染症療養者一時療養待機所>

ア 設置運営主体

岡山県

イ 設置類型

臨時の医療施設として設置(医療機関敷地内)

ウ 定員

5名

工 設備

酸素濃縮装置 (30、50)、酸素配管

オ 人員体制

医師1名、看護師2名、事務2名、県職員1名

- カ 想定する治療方法
 - ・酸素、解熱剤、デカドロン内服(ステロイド)、脱水点滴等投与
 - ・生体モニターでのバイタルサインの確認
- キ その他

夜間における受入医療機関や救急搬送の負担軽減を図ることを目的に開設するため、運営時間は17時~翌10時としている。

<照会先>

- ○入院待機施設の設置・運営の基本的な考え方について 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部医療班 戦略班
- ○医療法に定める各種義務・手続等に関することについて 医政局総務課企画法令係
- ○臨時の医療施設の設置・運営に関することについて 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部医療班 戦略班
- ○宿泊療養施設の設置・運営について 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部戦略班
- ○新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等の財政支援について 厚生労働省健康局結核感染症課
- ○治療薬について 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部戦略班
- ○各都道府県における入院待機施設の設置・運営の事例について 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部地域支援班

(参考)特措法に基づく臨時の医療施設の例:神奈川県 湘南鎌倉総合病院隣接施設

- 緊急事態宣言下、神奈川県及び医療法人沖縄徳洲会が湘南ヘルスイノベーションパーク内グラウンド(民間所有地を無償借受 け) に臨時の医療施設を建設。2020年4月に着工、5月に1期工事分の39床の整備・稼働開始、6月に全180床の整備完了。
- 受入対象者と入院状況等:中等症患者。現時点(令和3年8月22日)で1日118名が入院(うち24台ネーザルハイフロー使 用)。症状急変の際などは神奈川モデルに則り高度医療機関へ転院。精神疾患、透析適応患者にも対応、さらに、自発呼吸が困難 な場合はネーザルハイフローを使用している。
- 医療スタッフ: 医師:日勤複数名・夜勤1名、看護師:看護配置10:1 (2交代制)*病棟の種別によって異なる。
- 施設内容:プレハブ病棟5棟で合計180床(大部屋・個室あり)。他に管理棟4棟(1医師・看護師スタッフルーム、2会議ス ペース、3、患者用リフレッシュルーム、4、スタッフ休憩所)。

病棟:病室(大部屋・個室)、ナースステーション、PPE着脱所、リネン室、シャワー、トイレ、倉庫 管理棟:診察室、CT室、レントゲン室、薬局、医療資材室、リネン室、ナースステーション、PPE着脱所、宿直室、

休憩室、更衣室(男女)、シャワー、トイレ、





(右上)施設内に設置されたCT (右下)施設内のナースセンター





(参考)特措法に基づく臨時の医療施設の例:千葉県 臨時医療施設

- 令和3年1月7日からの緊急事態宣言下、千葉県が同日に実施された新型コロナウイルス対策本部会議において、臨時医療施設 の開設を進めることを決定。これを受け、県がんセンター旧病棟において、施設の整備や医療機器等の設置を進め、併せて医療スタッフ 等の確保、患者受入れのための研修等を行い、令和3年2月5日より運用開始。
- 受入対象者は、開設当初は軽症の高齢者等だったが、現在は幅広い年齢層の患者を受け入れており、その多くが酸素投与が必要 な患者となっている。
- 病床数は66であるが、開設当初は、26床でスタートした。 令和3年6月2日から、稼働病床数を48床としている。主な医療スタッフは、医師4人、看護師48人の体制としている。
- 感染防止のため、病室や浴室など患者が使用する場所を「汚染区域」、患者専用のエレベーター前から汚染区域の手前までの通路を 「準汚染区域」に分類。医師・看護師は汚染区域に立ち入る際、防護服・マスクを着用する。防護服の着脱に専用の部屋を設け、2 人1組でマニュアルに基づき正しい手順をチェックする。病室は個室と2人部屋を用意。2人部屋は、ベッドの間にパーティションを設置し ている。





(参考)特措法に基づく臨時の医療施設の例: 東京都 品川プリンスホテル イーストタワー

- 令和3年7月12日からの緊急事態宣言下、宿泊療養施設として運用している東京都港区のイーストタワー(品川プリンスホテル)において抗体カクテル療法を実施するため、1フロア(60室)を活用して、同年8月12日に設置。
- 抗体カクテル療法の実施対象である、50代以上、基礎疾患のある方、発症7日以内の方が受入対象
- 医療スタッフとして、医師、看護師を配置して経過観察を行う体制を整備







(参考)特措法に基づく臨時の医療施設の例: 東京都 都民の城

- 令和3年7月12日からの緊急事態宣言下、東京都渋谷区の「都民の城(旧国立児童館こどもの城)」において、自宅療養中の患者で自ら救急搬送を要請した者のうち、軽症等の方を一時的に受け入れ、酸素投与等を行う「酸素ステーション」として、同年8月23日に設置。
- 〇規模·対象
 - 130床、軽症の方







○入院待機施設(酸素ステーション・入院待機ステーション)

全国12都道府県31施設 → 全国16都道府県42施設







※今後、27施設を新たに設置予定(茨城、埼玉、岐阜、大阪、東京、栃木、静岡、鹿児島、香川、福岡、長崎ほか)

○臨時の医療施設

※9都道府県12施設の重複あり

全国18都道府県28施設

(北海道、茨城(2)、千葉、東京(5)、神奈川、石川(2)、山梨(2)、滋賀、京都、大阪、奈良、岡山、広島、愛媛、福岡(2)、長崎(2)、大分、沖縄(2))

神奈川県:プレハブを設置







※今後、8施設を新たに設置予定(埼玉、神奈川、福井、佐賀ほか)

(※)上記のうち、東京、山梨、茨城、大阪、愛媛、福岡、長崎で抗体カクテル療法を実施可能。

(参考) 入院待機施設は、各自治体において、入院待機ステーション・酸素ステーション等の名称で呼ばれており、制度上、宿泊療養施設、臨時の医療施設、 医療法上の医療機関のいずれかに分類される。(したがって、入院待機施設であり、かつ、臨時の医療施設である施設も存在する。)

1

- 問 質問1の自治体の臨時病院建設・増床などについて、 国から提供される予算はいくらか。予算額の総額と個々 の支援額を教えてください。
- 質問1;臨時病院で病床を増やす取り組みをしている自治体が、25病院あるとの説明がありました。今日現在、それが何病院にまで増大しているか、可能であれば一覧リストを添えて教えてください。

(答)

- 国としては、これまで医療機関支援として総額 4.6 兆円 の予算を計上しているところです。
- そのうち、臨時の医療施設の設置・運営への支援については、都道府県において新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関として位置付ける場合には、緊急包括支援交付金により、病床確保料の対象となるとともに、簡易病室、簡易陰圧装置、個人防護具等の設備整備の補助の対象とし、また、新型コロナ患者を受け入れる医療機関に対しては、病床確保のための緊急支援事業等の対象となりえます。
- なお、個々の臨時の医療施設に対する、予算額や補助金額については、厚生労働省において網羅的に把握しているものではなく、各自治体にお問い合わせください。

賛同者 339名 (現職338名)

(第一次) 北海道

青森県

岩手県

岩手県

須田	靖子	北海道議会議員
畠山	みのり	北海道議会議員
平出	陽子	北海道議会議員
渕上	綾子	北海道議会議員
菊地	ルツ	帯広市議会議員
小林	千代美	千歳市議会議員
佐久間	引 誠	名寄市議会議員
佐々オ	卞 直美	帯広市議会議員
品田	ときえ	旭川市議会議員
篠田	江里子	札幌市議会議員
竹内	有美	札幌市議会議員
富岡	達彦	名寄市議会議員
長岡	充洋	室蘭市議会議員
楢山	直義	帯広市議会議員
波多	雄志	根室市議会議員
干場	芳子	江別市議会議員
松隈	早織	千歳市議会議員
宮田	寸	釧路市議会議員
村上	ゆう子	札幌市議会議員
五十崖	鼠 正雄	占冠村議会議員
大谷	元江	占冠村議会議員
小林	潤	占冠村議会議員
高橋	利勝	本別町議会議員
蛯名	和子	青森市議会議員
高沢	陽子	野辺地町議会議員
木村	幸弘	岩手県議会議員
佐藤	ケイ子	岩手県議会議員
阿部	一男	花巻市議会議員
照井	省三	花巻市議会議員
豊巻	直子	久慈市議会議員
星。郭	文 子	北上市議会議員
若柳	良明	花巻市議会議員
山崎	道夫	矢巾町議会議員

宮城県	ひぐち	のりこ	仙台市議会議員
秋田県	石川	ひとみ	秋田県議会議員
	加藤	麻里	秋田県議会議員
山形県	我妻	徳雄	米沢市議会議員
	江口	暢子	酒田市議会議員
	小久保	· 広信	米沢市議会議員
福島県	上壁	充	いわき市議会議員
	狩野	光昭	いわき市議会議員
	齋藤	仁一	喜多方市議会議員
	丹治	千代子	伊達市議会議員
	讓矢	隆	会津若松市議会議員
	猪狩	守	楢葉町議会議員
	小畑	博司	会津坂下町議会議員
	菊池	美知男	石川町議会議員
	佐治	長一	会津美里町議会議員
	佐藤	弘	三春町議会議員
	渡辺	實	石川町議会議員
茨城県	井坂	章	ひたちなか市議会議員
	金子	和雄	つくば市議会議員
	椎野	隆	稲敷市議会議員
	菅谷	毅	鹿島市議会議員
	杉森	弘之	牛久市議会議員
	滑川	友理	水戸市議会議員
	八木	陽子	高萩市議会議員
	阿部	功志	東海村議会議員
	増田	光利	八千代町議会議員
栃木県	内海	まさかず	栃木市議会議員
群馬県	松本	次男	安中市議会議員
	関根	愼市	昭和町議会議員
	中島	由美子	榛東村議会議員
埼玉県	秋山	かほる	上尾市議会議員
	金崎	昌之	秩父市議会議員
	川辺	美信	久喜市議会議員
埼玉県	高橋	町	川越市議会議員
	武井	誠	坂戸市議会議員

田中 まどか 日高市議会議員 朝霞市議会議員 田辺 淳 中野 昭 鴻巣市議会議員 桶川市議会議員 新島 光明 幸代 さいたま市議会議員 西山 降旗 聡 吉川市議会議員 村田 文一 東松山市議会議員 矢澤 江美子 八潮市議会議員 岡野 勉 毛呂山町議会議員 渋谷 登美子 嵐山町議会議員 島野 美佳子 越生町議会議員 鳩山町議会議員 野田 小百合 小宮 清子 前千葉県議会議員 阿部 治正 流山市議会議員 五十嵐 智美 佐倉市議会議員 池沢 みちよ 船橋市議会議員 佐倉市議会議員 稲田 敏昭 岡本 優子 松戸市議会議員 市川市議会議員 勝亦 竜大 川口 絵未 佐倉市議会議員 鈴木 清丞 柏市議会議員 田中 紀子 木更津市議会議員 林 紗絵子 柏市議会議員 藤崎 ちさこ 習志野市議会議員 成田市議会議員 油田 清 秋鹿 幹夫 横芝光町議会議員 俊雄 長生村議会議員 石井 岩永 やす代 東京都議会議員 宮瀬 英治 東京都議会議員 青山 秀雄 昭島市議会議員 荒川 なお 板橋区議会議員 五十嵐 やす子 板橋区議会議員 石川 すみえ 板橋区議会議員 いぢち 恭子 多摩市議会議員

千葉県

東京都

東京都

板橋区議会議員

いわい 桐子

岩崎 みなこ 多摩市議会議員 練馬区議会議員 岩瀬 たけし 小椋 修平 足立区議会議員 おばた 健太郎 板橋区議会議員 かとうぎ 桜子 練馬区議会議員 かなざき 文子 板橋区議会議員 河内 ひとみ 荒川区議会議員 岸田 めぐみ 多摩市議会議員 木下 やすこ 調布市議会議員 きみがき 圭子 練馬区議会議員 小林 おとみ 板橋区議会議員 小林 れい子 文京区議会議員 嶋崎 英治 三鷹市議会議員 白井 なおこ 日野市議会議員 白石 えつ子 東村山市議会議員 高口 ようこ 練馬区議会議員 竹内 愛 板橋区議会議員 塚田 ひさこ 豊島区議会議員 中村 まさ子 江東区議会議員 野村 羊子 三鷹市議会議員 ひわき 岳 杉並区議会議員 福田 光一 北区議会議員 藤田 たかひろ 国立市議会議員 ふせ 由女 清瀬市議会議員 星 いつろう 国分寺市議会議員 松尾 ゆり 杉並区議会議員 間宮 みき 東久留米市議会議員 水摩 幸絵 葛飾区議会議員 森沢 美和子 日野市議会議員 やない 克子 練馬区議会議員 山内 えり 板橋区議会議員 山崎 たい子 北区議会議員 山田 ひでき 板橋区議会議員

東京都

吉田豊明

よしてる

渡辺

板橋区議会議員

板橋区議会議員

神奈川県	大波 修二	大和市議会議員
	金子 豊貴男	相模原市議会議員
	田中 ゆき	横浜市議会議員
	渡辺 順子	大磯町議会議員
新潟県	長部 登	新潟県議会議員
	小山 芳元	新潟県議会議員
	青木 学	新潟市議会議員
	荒井 眞理	佐渡市議会議員
	石附 幸子	新潟市議会議員
	佐藤 隆一	小千谷市議会議員
	髙野 甲子雄	魚沼市議会議員
	竹内 功	新潟市議会議員
	牧田 正樹	上越市議会議員
富山県	上田 武	高岡市議会議員
	谷口 貞夫	氷見市議会議員
石川県	盛本 芳久	石川県議会議員
	浅野 俊二	羽咋市議会議員
	林 俊昭	加賀市議会議員
	//	加負巾磁云磁兵
	森 一敏	金沢市議会議員
	森 一敏	金沢市議会議員
	森 一敏 山口 俊哉	金沢市議会議員白山市議会議員
山梨県	森 一敏 山口 俊哉 山本 由起子	金沢市議会議員白山市議会議員金沢市議会議員
山梨県	森 一敏 山口 俊哉 山本 由起子 清水 文雄	金沢市議会議員 白山市議会議員 金沢市議会議員 内灘町議会議員
山梨県	森 一敏 山口 俊哉 山本 由起子 清水 文雄 野沢 今朝幸	金沢市議会議員 白山市議会議員 金沢市議会議員 内灘町議会議員 笛吹市議会議員
山梨県長野県	森 一敏 山口 俊哉 山本 由起子 清水 文雄 野沢 今朝幸 山田 厚	金沢市議会議員 白山市議会議員 金沢市議会議員 内灘町議会議員 防吹市議会議員 甲府市議会議員
	森 一敏 山口 俊哉 山本 由起子 清水 文雄 野沢 今朝幸 山田 厚 山田 弘之	金沢市議会議員白山市議会議員金沢市議会議員内灘町議会議員てい市議会議員で市議会議員甲府市議会議員甲府市議会議員
	森 一敏 山口 俊哉 山本 由起子 清水 文雄 野沢 今朝幸 山田 厚 山田 弘之 中川 博司	金沢市議会議員 白山市議会議員 金沢市議会議員 小灘町議会議員 内灘町議会議員 笛吹市議会議員 甲府市議会議員 甲府市議会議員 甲府市議会議員 長野県議会議員
	森 一敏 山口 俊哉 山本 由起子 清水 文朝幸 山田 以 厚 山田 明 世 地田 中川 世 池田 幸代	金沢市議会議員 白山市議会議員 金沢市議会議員 内灘町議会議員 笛吹市議会議員 甲府市議会議員 甲府市議会議員 長野県議会議員 駒ケ根市議会議員
	森 一敏 山山本 俊哉 山山本 文 朝幸 山山田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	金沢市議会議員 白山市議会議員 金沢市議会議員 内灘町議会議員 笛吹市議会議員 甲府市議会議員 甲府市議会議員 東京根市議会議員 駒ケ根市議会議員 上田市議会議員
	森 一敏 山本 山本 大 中 東 山山本水 大 中 中 東 山山中川田 中 中 北 中 北 中 北 中 北 市 市 市 市 市 市 市 市 市	金沢市議会議員 白山市議会議員 会議員 内灘町議会議員 留吹市議会議員 町府市議会議員 甲府市議会議員 見 野ケ根市議会議員 駒ケ根市議会議員 駒ケ根市議会議員 長野市議会議員 長野市議会議員
長野県	森 一敏 一般 战 山山 清野山山山 中池 石布 向	金沢市議会議員 自金沢市議会議員員 金沢市議会議会議会議員員 内 第 で 府 市 議会議員員 日 東野市議会議会議会議会議会議会議会議会議会議会議会議会議会議会議会議会議会議会議会
長野県 岐阜県	森山山清野山山中池石布向高山水水, 四田川田合目山橋 2 字厚弘博幸祐裕光和 1 本	金沢市議会議員員員員員員員員員員員員員員員員員員員員員員員員員員員員員員員員員員員
長野県 岐阜県 静岡県	森山山清野山山中池石布向高虫一般。由文今厚弘博幸祐裕光和時世祖一日,由一人大喜山橋生神之司代太喜、江彦	金白金内笛甲甲長駒上長辰岐磐沢山沢瀬吹府府町野り田野野市議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議

京都府	河原 末彦	宮津市議会議員
大阪府	木村 真	豊中市議会議員
	山下 けいき	茨木市議会議員
	井上 加奈子	能勢町議会議員
	難波 希美子	能勢町議会議員
兵庫県	北上 哲仁	兵庫県議会議員
	荒木 友貴	赤穂市議会議員
	今井 和夫	宍粟市議会議員
	大島 淡紅子	宝塚市議会議員
	大津留 求	伊丹市議会議員
	川口 潤	宝塚市議会議員
	北野 聡子	宝塚市議会議員
	小林 るみ子	神戸市議会議員
	谷 正充	川西市議会議員
	都筑 徳昭	尼崎市議会議員
	樋川 美佐男	宝塚市議会議員
	村井 正信	西脇市議会議員
	山口 みさえ	芦屋市議会議員
	樋口 瑞佳	稲美町議会議員
奈良県	阪本 美知子	奈良市議会議員
和歌山県	藤本 眞利子	和歌山県議会議員
鳥取県	尾崎 かおる	鳥取県議会議員
	坂野 経三郎	鳥取県議会議員
	浜田 妙子	鳥取県議会議員
	土光 ひとし	米子市議会議員
	松本 熙	境港市議会議員
	椋田 昇一	鳥取市議会議員
岡山県	下市 このみ	岡山市議会議員
	宮田 好夫	高梁市議会議員
広島県	景山 浩	東広島市議会議員
	檀上 正光	尾道市議会議員
	福山 権二	庄原市議会議員
	政平 智春	三原市議会議員
	水田 豊	府中市議会議員
	山上 文恵	呉市議会議員

広島県	山内	正晃	広島市議会議員
	山戸	重治	尾道市議会議員
	柏床	由夫	神石高原町議会議員
	末田	健治	安芸太田町議会議員
	田島	清	安芸太田町議会議員
山口県	中嶋	光雄	山口県議会議員
	宮本	輝男	山口県議会議員
	小林	雄二	周南市議会議員
	田中	健次	防府市議会議員
	山下	隆夫	下関市議会議員
徳島県	阿佐	勝彦	吉野川市議会議員
	天羽	強	三好市議会議員
	高橋	玉美	三好市議会議員
	竹内	義了	三好市議会議員
	武田	喜善	美馬市議会議員
	長谷川	吉正	東みよし市議会議員
	春田	洋	徳島市議会議員
	平田	政廣	三好市議会議員
	戎野	博	美波町議会議員
香川県	三野	康祐	香川県議会議員
	多田	雄平	さぬき市議会議員
	森券	2	小豆島町議会議員
愛媛県	石川	稔	愛媛県議会議員
	梶原	ときよし	松山市議会議員
	高橋	章哲	西条市議会議員
高知県	坂本	茂雄	高知県議会議員
	山本	荘一郎	井野町議会議員
福岡県	大橋	克己	福岡県議会議員
	後藤	香織	福岡県議会議員
	佐々木	穴 允	福岡県議会議員
	渡辺	美穂	福岡県議会議員
	秋永	峰子	久留米市議会議員
	池田	良子	福岡市議会議員
	石田	まなみ	福津市議会議員
	石松	和幸	田川市議会議員

福岡県	井上 真吾	北九州市議会議員
	大庭 きみ子	朝倉市議会議員
	落石 俊則	福岡市議会議員
	香月 隆一	田川市議会議員
	竹永 茂美	うきは市議会議員
	田中 英輔	古賀市議会議員
	田中建一	行橋市議会議員
	田中 義幸	嘉麻市議会議員
	徳永 洋介	太宰府市議会議員
	新原 善信	下郡市議会議員
	羽良 和弘	那珂川市議会議員
	平山 光子	大牟田市議会議員
	松崎 百合子	大野城市議会議員
	村上 聡子	北九州市議会議員
	村山 弘行	太宰府市議会議員
	千葉 加代子	川崎町議会議員
	沼口 富生	福智町議会議員
	松瀬 征行	糸田町議会議員
長崎県	坂本 浩	長崎県議会議員
	堤 典子	長崎県議会議員
	池田 章子	長崎市議会議員
	金子 憲太郎	南島原市議会議員
	草野 勝義	島原市議会議員
	中里 泰則	長崎市議会議員
	永田 秀人	佐世保市議会議員
	古家 勉	佐世保市議会議員
	水上 享	大村市議会議員
	安部 都	長与町議会議員
熊本県	杉迫 一樹	水俣市議会議員
	田中 浩治	荒尾市議会議員
	田中 睦	水俣市議会議員
	藤本 壽子	水俣市議会議員
	村上 博	熊本市議会議員
大分県	長田 徳行	臼杵市議会議員
	髙野 博幸	大分市議会議員

大分県	原田 儗		豊後大野市議会議員
宮崎県	岩切 遠		宮崎県議会議員
	太田 清	青海	宮崎県議会議員
	田口 左	<u></u>	宮崎県議会議員
	満行 湄	對 一	宮崎県議会議員
	渡辺 倉	ĵl]	宮崎県議会議員
	上沖		宮崎市議会議員
	黒川 コ	E信	宮崎市議会議員
	黒木 追	 	宮崎市議会議員
	徳重 酒		宮崎市議会議員
	中川		宮崎市議会議員
	長友 幸		延岡市議会議員
	松田 浩	生—	宮崎市議会議員
	松本 書	雪也	延岡市議会議員
鹿児島県	大森 2	<u>Z</u>	鹿児島市議会議員
	坂口 洋	羊之	日置市議会議員
	遠矢	导子	伊佐市議会議員
	畑中	季子	伊佐市議会議員
	平山	貴久	鹿児島市議会議員
	吉留	是三	いちき串木野市議会議員
	有川 身		さつま町議会議員
沖縄県	上里		沖縄県議会議員
	照屋 ナ	 大河	沖縄県議会議員
	伊敷 为	光寿	豊見城市議会議員
	川野	屯治	名護市議会議員
	多和田	栄子	那覇市議会議員
	仲程 考	孝	うるま市議会議員
	中村		名護市議会議員
(第二次)			
福島県	池田川	頁子	伊達市議会議員
	樫村引	4	いわき市議会議員
	近藤	<u> </u>	伊達市議会議員
			いわき市議会議員
			伊達市議会議員
	佐藤 禾	中良	いわき市議会議員

福島県	佐藤	清壽	伊達市議会議員
	菅野	喜明	伊達市議会議員
	鈴木	さおり	いわき市議会議員
	中村	正明	伊達市議会議員
	半澤	隆	伊達市議会議員
	福嶋	あずさ	いわき市議会議員
	矢巻	善一	伊達市議会議員
栃木県	針谷	育造	栃木市議会議員
埼玉県	中村	拡史	坂戸市議会議員
	弓削	勇人	坂戸市議会議員
	池田	かつ子	越生町議会議員
	木村	好美	越生町議会議員
	道祖士	証	川島町議会議員
東京都	羽田	圭二	世田谷区議会議員
	前川	浩子	府中市議会議員
	水口	かずえ	小平市議会議員
	森て	てるお	西東京市議会議員
	山本	ひとみ	武蔵野市議会議員
	谷山	きょうこ	元立川市議会議員
香川県	米田	晴彦	香川県議会議員
高知県	今西	忠良	南国市議会議員
	神岡	俊輔	高知市議会議員
	廣瀬	正明	四万十市議会議員
	弘田	条	土佐清水市議会議員
	松浦	英夫	宿毛市議会議員
	和田	勇	土佐町議会議員
長崎県	林田	三三	東彼杵町議会議員